

市第 29 号議案 理容師法施行条例の制定 説明資料

1 制定の経緯

平成 23 年 8 月 30 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号、以下「第 2 次一括法」とします。）」が施行されました。

(1) 条例制定

第 2 次一括法により、これまで都道府県が条例で定めることとされていた権限が保健所設置市に委譲され、施行期日の経過措置につきましては平成 25 年 3 月末で満了することから、関係条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

(2) 第 3 回定例会への提案理由

本市では、第 2 次一括法の施行に伴う条例制定は、第 4 回定例会に上程することを基本としていますが、市第 29 号議案 理容師法施行条例の制定 から 市第 34 号議案 旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の一部改正 までの 6 議案につきましては、関係規則や審査基準を改正する必要があり、今後市民意見公募の手続き及び営業者への周知期間を確保するため、本第 3 回定例会に条例案を提案するものです。

市第 29 号議案	理容師法施行条例の制定
市第 30 号議案	興行場法施行条例の制定
市第 31 号議案	公衆浴場法施行条例の制定
市第 32 号議案	クリーニング業法施行条例の制定
市第 33 号議案	美容師法施行条例の制定
市第 34 号議案	旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の一部改正

2 条例案の基本的な考え方

現行の県条例・市条例の内容を基本としますが、レジオネラ症発生予防等の感染症対策の強化を図ること、身体障害者補助犬の同行について明文化する等の時代背景に応じた改正を行うことなど、本市独自の条項を盛り込んでいます。

3 市民意見募集の実施

条例骨子案について、市民意見募集を次のとおり実施しました。

- (1) 実施期間 平成 24 年 3 月 30 日～5 月 1 日
- (2) 意見数 13 件（11 項目、4 名）
- (3) 反映数 3 項目

4 現行県条例の概要

理容師法に基づき、現在神奈川県条例で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) はさみを消毒する等の衛生基準
- (2) 理容所の構造設備基準
- (3) 理容師が出張業務を行うことができる条件

5 市条例で新たに規定する主な内容

上記の現行県条例に加えて、新たに市条例で次の基準を規定します。

	現行県条例の基準	新たに規定する主な基準及び条項	
①	・規定はないが法施行規則に基づき対応	専用洗い場の基準	・流水式であること (市民意見反映) 第3条第6号
②	・規定はないが法施行規則に基づき対応	器具の消毒 (感染症予防)	・はさみ等を消毒する器具を備えること 第3条第9号
③	・規定はないが現在も対応	補助犬対応	・身体障害者補助犬以外の動物を入れないこと 第3条第13号